

中学生海外派遣事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

中学生海外派遣事業業務委託

(2) 業務の目的

市内居住中学生をオーストラリアのシドニーに派遣し、ホームステイや異文化体験、学習体験等を通して、英語力やコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際感覚豊かな人材を育成する。

(3) 業務内容

別添「中学生海外派遣事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年9月30日まで。

2 契約金額の上限

9,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）。

3 実施形式

公募型

4 主な実施スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告（公募開始日） | 令和7年4月18日(金) |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7年4月30日(水) |
| (3) 実施内容等に関する質問に対する回答 | 令和7年5月2日(金) |
| (4) プロポーザル参加申込書の提出期限 | 令和7年5月9日(金) |
| (5) プロポーザル参加資格審査結果通知発送 | 令和7年5月13日(火) |
| (6) 企画提案書及び見積書の提出期間 | 令和7年5月13日(火)～23日(金) |
| (7) プロポーザル審査委員会（プレゼン） | 令和7年6月2日(月) |
| (8) 審査結果の通知・公表 | 令和7年6月6日(金) |

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和7年度における那須烏山市の一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく那須烏山市における入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 国、県、他の地方公共団体及び本市の指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号又は第4号の規定

に該当する者でないこと。

- (7) 国又は地方公共団体の類似事業についての受託実績があり、確実に履行できる者であること。

6 参加手続等

(1) 実施要領及び仕様書に関する質問照会及び回答

本プロポーザルへの参加に際し、この実施要領及び仕様書に関する質問事項がある者は、書面により質問票を作成し、電子メールにて令和7年4月30日(水)午後5時までに提出してください。

照会に対する回答は、令和7年5月2日(金)までに電子メールにより質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、『プロポーザル参加申込書』（別紙1）を、持参、郵送又はメールにより令和7年5月9日(金)午後5時までに提出してください。（期限必着）

(3) 参加資格審査結果の通知

本プロポーザルへの参加申込みのあった者の参加資格の有無を審査し、その結果を、令和7年5月13日(火)までに通知します。

なお、参加資格がないと判断された者は、その理由について説明を求めることができます。

(4) 企画提案書及び見積書の提出

参加資格を有すると通知を受けた者は、本プロポーザルにより提案する企画提案書7部及び見積書1部を持参又は郵送により、令和7年5月13日(火)から令和7年5月23日(金)の午後5時までに提出してください。（期限必着）

なお、企画提案書作成にあたっては、仕様書に基づいた内容にするるとともに、正本以外の副本6部は、会社名や会社ロゴを伏せて作成してください。

また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

7 契約候補者の選定及び委託業者の決定について

(1) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書の内容について確認するため、1社につき30分程度のプレゼンテーションを行っていただくとともに、その内容の質疑を行います。

- ① 日時 令和7年6月2日(月) ※開始時間等については別途連絡
- ② 場所 那須烏山市役所南那須庁舎の会議室
- ③ 当日、必要な機材や書類は提案者において準備してください。また、会場に入室できる人数は3名以内とします。

(2) プロポーザル審査委員会の審査・契約候補者の選定

- ① 審査は、本市職員で構成する審査員（約5名）が【審査項目】及び『プロポーザル評価基準』別紙2に基づき行い、審査員毎に、合計評価点の高い順に提案者の順位を付けます。なお、同一順位はつけないこととします。
- ② 全提案者の中で、各審査員が付けた1位の数が最も多かった者を契約候補者として選定します。なお、1位の数が同数の場合は、各審査員の合計評価点の総計が上位の者を選定し、さらに各審査員の合計評価点の総計も同じ場合は、審査委員会で協議の上決定します。
- ③ 上記に関わらず、各審査員の合計評価点の総計が満点の4割未満のときは、契約候補者として選定しません。

【審査項目】

- ①業務遂行の安定性
- ②業務内容の理解度
- ③提案内容の優良性
- ④必要経費

(3) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果については、令和7年6月上旬に全ての提案者に文書で通知します。
- ② 提案者への通知後、選定結果について次のとおり市ホームページに公表します。
 - ア 契約候補者の名称及び当該契約候補者に対し付けた合計評価点が1位の数
 - イ ア以外の参加者に対し付けた合計評価点が1位の数

(4) 契約候補者との協議

(2)により選定された契約候補者とは、企画提案書等の内容を基に委託契約の締結に向けた細目の協議を行うものとします。なお、協議及び調整の結果、企画提案内容及び金額等を変更する場合があります。また、この際、契約候補者との協議が調わなかったときは、(1)による順位が次いで高かった提案者を新たな契約候補者とし、委託契約の締結に向けた協議を行うものとします。

(5) 委託業者の決定

(4)による協議が調ったときは、委託契約を締結する委託業者と決定するものとし、随意契約の手続を行うこととします。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- (2) 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て提案者側の負担とします。
- (3) 提出のあった企画提案書は、選定作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- (4) 提出のあった企画提案書は、返却いたしません。
- (5) 前記6(3)の参加資格結果の通知後、本プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合、参加資格を満たさないことが判明した場合又は提出書類等の内容に虚偽があることが判明した場合は、失格とします。
- (6) プロポーザル方式による、候補者の決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、那須烏山市情報公開条例に基づき公開することがあります。

9 問合せ先及び提出先

〒321-0595

栃木県那須烏山市大金240番地

那須烏山市教育委員会 学校教育課 総務教育グループ 担当 伊藤、大谷

電 話：0287-88-6222（直通）

F A X：0287-88-2027

E-Mail：gakkohkyohiku@city.nasukarasuyama.lg.jp

別紙 1

プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

那須烏山市長 宛て

所在地

団体名

代表者名

⑩

連絡先

担当者名

中学生海外派遣事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の規定に基づき、プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、同実施要領の 5 に掲げる参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

別紙2

中学生海外派遣事業業務委託プロポーザル評価基準

評価〔 5点：優秀、4点：やや優秀、3点：普通（差異なし）、2点：やや劣る、1点：劣る 〕

審査項目	評価の視点	全体に占める割合	配点	掛け率
■業務遂行の安定性	・当業務に合った内容を主業務としており、業務遂行に必要な専門性や実績を有しているか。 ・現地に支店、営業所等を有する等、迅速な対応が可能な体制が整備されているか。	20	5	
	・業務を的確に遂行するため、明確な業務行程及び人員体制を設定し、より実現性の高い計画的なスケジュールとなっているか。		5	
	・トラブルや事故等不測の事態発生時の危機管理体制、緊急対応策等は万全であるか。 （現地及び移動中の事故、急病、災害発生時の対応） （ホームステイ先でのトラブルが発生した場合の対応）		5	2
■業務内容の理解度	・当事業の目的を理解し、それを実践する手段を有しているか。	15	5	2
	・業務遂行への積極的な姿勢や意欲がみられるか。		5	
■企画提案内容の優良性	・事業効果を高めるための充実した企画内容及び効果的な工夫がされているか。	55	5	2
	・現地訪問校の選定基準、手配、運営体制、スケジュールは明確か。また、訪問内容・交流内容は具体的かつ現実的であり、効果の高いものであるか。		5	2
	・見学先及び体験学習の選定基準、スケジュール等は明確か。また、活動の内容は具体的でふさわしいものであるか。		5	2
	・ホストファミリーの選定基準は具体的であり、適切であるか。		5	2
	・生徒に対する配慮すべき事項は適切なものとなっているか。		5	2
	・仕様書記載項目のほか、代替案や独自提案などがあるか。		5	
■必要経費	・経費が適切に積算されているか。	10	5	
	・提案内容に対して妥当な見積額か。		5	
計		100	65	

選定方法

- ・各審査員は、評価基準に基づいて採点し、合計点（満点100点）を算出した上で、各提案者に順位付けを行う。その際、同一順位をつけない。
- ・全ての審査終了後、1位判定が最も多い提案者を契約候補者として選定する。
- ・1位判定が並んだときは、各審査員の合計点の総合計点が上位の者を選定する。
- ・上記に関わらず、各審査員の合計点の総合計点が満点の4割未満のときは、契約候補者として選定しない。